

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により，平成 14 年 6 月 27 日付けで届け出られた大規模小売店舗の新設の届出について，法第 8 条第 4 項の規定により本市の意見を述べましたので，法第 8 条第 6 項の規定に基づき，次のとおり意見の概要を公告するとともに，その意見を縦覧に供します。

平成 15 年 2 月 26 日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)スーパーオートバックス京都
京都市右京区西院安塚町 1 番地

- 2 意見の概要

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 11 年通商産業省告示第 375 号）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，騒音については，敷地境界における夜間の最大値の予測が，店舗南側の予測地点で，指針値（騒音規制法における夜間の規制基準値，工業地域 55 dB）を超過するため，届出者は京都市大規模小売店舗立地審議会において表明した，騒音の軽減を図る次の対策を講じることが必要であると判断する。

- (1)夜間(午後 10 時から午前 6 時まで)の時間帯における店舗南側車路の使用制限
- (2)店舗南側車路の幅員の減少による緑地帯の拡幅等

- 3 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 2 月 26 日（水）から同年 3 月 26 日（水）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

(産業観光局商工部商業振興課)